

上手なお医者さんの かかり方 10 か条

- ① 伝えたいことはメモして準備
- ② 対話の始まりは挨拶から
- ③ より良い関係づくりはあなたにも責任が
- ④ 自覚症状と病歴はあなたを伝える大切な情報
- ⑤ これからの見通しを聞きましょう
- ⑥ その後の変化も伝える努力を
- ⑦ 大事なことはメモをとって確認
- ⑧ 納得できないときは何度でも質問
- ⑨ 治療効果をあげるため、お互いに理解が必要
- ⑩ よく相談し、治療方法を決めましょう

(厚生労働省研究班作成)

健康相談・医療機関情報案内

ふなばし健康ダイヤル 24 (船橋市民専用)

TEL:0120-2784-37 (年中無休 24 時間)

医療情報ネット (ナビイ)

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

船橋市医療安全支援センター

〒273-8506

船橋市北本町 1-16-55

船橋市保健所 保健総務課医事薬事係内

TEL:047-409-1640 (専用電話)

047-409-3759 (薬局、薬店に関する相談)

ホームページ

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/iryuu/005/02/p004636.html>

船橋市医療安全支援センター

医療相談窓口のご案内



電話相談

☎047-409-1640

月～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

9 : 00 ~ 12 : 00

13 : 00 ~ 16 : 00

船橋市医療安全支援センター

〒273-8506 船橋市北本町 1-16-55

船橋市保健所保健総務課内

目的・役割

医療安全支援センターは、医療法の規定に基づき設置され、患者・住民の医療に対する信頼を確保することを目的としています。



- 患者や患者家族からの医療機関に関する苦情や相談に応じ、必要に応じて患者や医療機関に助言を行います。
- 医療機関や患者、住民等に医療の安全の確保に関して、必要な情報提供を行います。
- 医療機関に対し医療の安全に関する研修を行います。
- その他医療の安全の確保に関する支援を行います。

医療機関と患者の関係がうまく進むよう、公的な立場から中立的にアドバイスをしています。

こんな時にご相談ください

- ◆ 治療内容に納得がいけないがどうしたらよいか。
- ◆ 医師が十分に説明してくれず不安である。
- ◆ 医療に関する疑問や不安を医師に相談しにくい、どうしたらよいか。
- ◆ 医療機関の職員の接遇に問題がある。

以下の点について、あらかじめご了承ください

- ◆ 相談時間は目安として 30 分以内とさせていただきます。
- ◆ 船橋市民の皆様からの相談、船橋市内の医療機関に関する相談が対象となります。市外の医療機関への助言等については、管轄の相談窓口をご案内します。
- ◆ 医療機関とのトラブルについては当事者間での話し合いが基本となりますが、相談者が自主的に解決できるよう助言を行います。
- ◆ 故意・過失の判断、医療機関との仲介や調停等はできません。
- ◆ 診断内容や検査内容の是非の判断はできません。
- ◆ ご相談の内容（係争・医療費等）によっては、専門機関をご案内します。
- ◆ 相談等の情報を正確に把握するため、通話の内容を録音させていただきます。